

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月14日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県宇和島市曙町1番地	
氏 名	
宇和島市長 岡原 文彰	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0895241111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	宇和島市浄化センター
事業場の所在地	愛媛県宇和島市弁天町2-1-27
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	電気・ガス・熱供給・水道業
② 事業の規模	汚水処理量 令和4年度 2,536,285m ³
③ 従業員数	17名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚水流入→沈砂池→最初沈殿池→エアレーションタンク→最終沈殿池→汚泥濃縮槽→汚泥脱水機→脱水汚泥→汚泥処理業者

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	17150 t	t
	(これまでに実施した取組) 当浄化センターから発生する産業廃棄物は、汚泥（有機性汚泥）であり、発生量抑制のため脱水処理の運転管理を徹底し含水率の低下を図っている。設計含水率は81%であるが、現段階では80%以下で効率よく運転しているため抑制につながっている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	20000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 下水汚泥の発生量は、下水道の普及率の増加により今後も増加すると考えられるため、汚泥の性質に合わせ、より適合した高分子凝集剤を選定し含水率を低下させることにより、汚泥の発生量抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	15440 t	t
(これまでに実施した取組) ベルトプレス式からスクリーンプレス汚泥脱水機に変更し、運転管理を徹底し含水率の低下を図っている。高分子凝集剤を使用し、現段階では平均含水率80%以下で効率よく運転している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	17800 t	t
(今後実施する予定の取組) 季節ごとに汚泥の性質が変化するため、高分子凝集剤が汚泥に合わなくなり、含水率が若干上昇する時期がある。より適合した凝集剤の選定を行い含水率の低下に努める。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（ 4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（ 4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	全処理委託量	1710 t t
	優良認定処理業者への処理委託量	28 t t
	再生利用業者への処理委託量	119 t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1537 t t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	全処理委託量	2200 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	270 t
	再生利用業者への 処理委託量	410 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1520 t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理体制図

